

10月は
けんしよくいくすいしん
県食育推進
げっかん
月間です!

**食べることは学ぶこと、
考えよう皆と私の食の未来!**



県庁果樹園芸課 ☎073-441-2903

近年、栄養バランスの偏りや不規則な食事などに起因する生活習慣病の増加、伝統ある食文化の喪失など、「食」に関するさまざまな問題が生じています。

和歌山県では、県特産の食材や郷土料理を盛り込み、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかをコマの形に示した「～紀州わかやま～食事バランスガイド」を作成しています。

この機会に、バランスガイドを参考に健康につながる食生活を実践しましょう。

詳しくは、WEBサイトをご覧ください。

[紀州わかやま食事バランスガイド](#)

わかやま健康と食のフェスタ2018

健康づくりの取組紹介、ウォーキングイベント、健康チェック、試食やスタンプラリーなど、楽しみながら健康と食を体験していただけます。ぜひご参加ください。

日時：10月14日(日)10:00～16:00 場所：和歌山ビッグウエーブ(和歌山市)

県職員の給与等の現状

職員数の現状

県庁行政改革課 ☎073-441-2130

平成30年4月1日の県職員の部門別の人数は、次のとおりです。

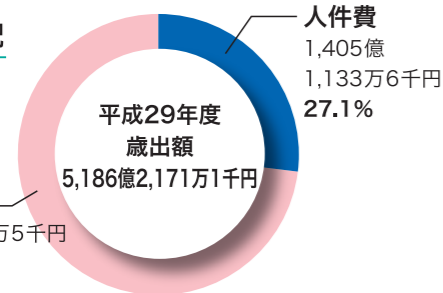
部門	一般行政	教育	警察	公営企業等
職員数	3,526人	8,644人	2,530人	217人
合計 14,917人				

給与の現状

県が給与を負担している職員(行政職職員、教員、警察官)の給与などの状況は、次のとおりです。

人件費の状況

(普通会計決算)



(注)人件費は、一般職の職員の給与、退職手当、共済費のほか、特別職の職員の給与及び報酬等の普通会計に属する部分について集計したものです。

県職員の給与等の現状及び人事行政の運営状況は、県ホームページをご覧ください。



**暮らしのなんでも相談所
(一日合同行政相談所)**

時・場：①10月11日(木) 田辺市民総合センター②15日(月) 橋本市保健福祉センター③17日(水) 岩出市役所④18日(木) 和歌山ビッグ愛(和歌山市)⑤31日(水) 那智勝浦町役場

いずれも13:00～16:00(④のみ10:00～16:00)

問：和歌山行政監視行政相談センター ☎073-431-8221



特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当	
給料	知事	113万7,400(121万)円	6月期 1.575月分 12月期 1.725月分 合計 3.30月分
	副知事	89万3,000(95万)円	
	教育長	75万円	
報酬	議長	95万円	合計 3.30月分
	副議長	81万円	
	議員	77万円	

(注) 厳しい財政状況を踏まえ、平成30年度、知事及び副知事は、給料と期末手当を6%減額しています。給料月額等欄の()内の額は、減額前の額です。

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成30年4月1日現在)

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.7歳	33万 949円	41万2,871円
技能労務職	56.2歳	33万3,142円	36万1,695円
高等学校教育職	44.3歳	37万5,094円	43万 328円
小・中学校教育職	42.3歳	35万2,803円	39万9,254円
警察職	37.6歳	31万2,657円	42万5,358円

(注) 1「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
なお、この他に期末勤勉手当を6月と12月に合わせて4.4月分支給しています。



**「世界津波の日」2018
高校生サミット in 和歌山**

を開催します!

県庁世界津波の日高校生サミット推進室 ☎073-441-2702
11月5日の「世界津波の日」は、国連総会において、全会一致で採択されたもので、「稲むらの火」の故事にちなんでいます。

「世界津波の日」高校生サミットは、地震津波などの災害から国民の生命、身体などを守る将来のリーダーを育成することを目的に創設され、一昨年は高知県で、昨年は沖縄県で開催されました。

今年も、過去最大規模である、日本を含む世界49カ国、約400人の高校生が参加し、「稲むらの火」発祥の地である本県において、開催します。

参加者は、各学校における取組を発表し、災害から世界中の人々の命を守るため、自分たちが何をすべきか、自分たちが何ができるかを議論し、共に学びます。

開催日 10月31日(水)～11月1日(木)

会場 和歌山ビッグホール(和歌山市)

プログラム 開会式、分科会、総会・閉会式、津波防災講演会、記念植樹・記念碑除幕式

参加高校生 約400人

参加国 49カ国(日本含む)

使用言語 英語



サミット専用HP

人権 連 ころ の気づき

犯罪被害者について

抱え込まないで
相談してください



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

県庁県民生活課 ☎073-441-2350

「犯罪被害者」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為によって被害を受けた方やその家族のことです。
昨年一年、県内で起きた刑法犯罪・交通事故は約8500件です。このうち重要犯罪(殺人、強盗、放火、強制性交などは78件、交通事故の死者数は38人)となっています。つまり、一年間に県内で100人を超える方々が悲惨な事故や事件に遭遇しているということになります。誰でも「犯罪被害者」になる可能性があります。

犯罪被害を受けた場合、被害後に心身に変調を来すことが多くあります。また周りの人から、無理に励まされたり、被害者にも原因があったのではと言われたりなど、更なる被害(二次被害)を受けることもあります。
あなた自身が犯罪による被害を受けたとき、あなたの周りで被害を受けた方がいるとき、悩みを抱え込まないで、相談してください。

2018年に犯罪被害者等電話相談が開設されました。
全国共通ナビダイヤル ☎0570-783-554
受付時間 7:30～22:00(12/29～1/3までを除く)